

傍 聴 要 領

千葉県医療的ケア児等支援地域協議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、指定された期日までに申込を済ませ、許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、車いす等の配慮が必要な方は、会議開催の5日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申し出ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 会議の中で議事の一部又は全部を非公開とする決議を行った場合は、当該部分の議事は非公開となるので、傍聴者は係員の指示に従い退室すること。録音等の許可を得て録音等を行っている場合、退室時には録音機器等を持ち去ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、会長又は会長から指示を受けた係員から注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。